

受託業者を特定するための評価基準

業務名：奈良県道路整備基本計画改定支援業務委託

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点					技術点			評価のウェート		
	判断基準					管理技術者	担当技術者(※1)	照査技術者		小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※2	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「道路」） ①技術士（建設部門）「道路」 ②RCCM「道路」 ③上記①②以外			①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	5	23	14%
	資格・実績等	専門技術力	平成24年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。（※3） （照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：道路計画に関する業務（※6） ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績が1つある ③上記①②以外			①4 ②2 ③0	①3 ②1 ③0	/	7		
	情報収集力	地域精通度	平成24年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県土木マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良県内における業務実績あり ②上記①以外			①1 ②0	①1 ②0	/	2		
成績・表彰	専門技術力	企業の業務執行技術	平成30年4月1日以降、令和4年3月31日までに完了した奈良県土木マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※4）（※5）。 ①6.5点以上（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.2 ②6.0点以上6.5点未満（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.4 ③6.0点未満 -3			Max 7			7	9%	
	専門技術力	業務執行技術②	近畿地方整備局発注の平成30年4月1日以降、令和4年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外			①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	2		
※2	手持ち業務量	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外			①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5	5%	

- ※1 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※2 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
- ※3 発注機関が国又は都道府県が発注した業務に限る。
- ※4 予定価格100万円以上の奈良県土木マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※5 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）
- ※6 「道路計画」は、対象となる区域が「広域」、かつ計画期間が「中長期」であり、道路整備の基本方針や方向性を示した計画をいう。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点					技術点			評価のウェート	
	判断基準					評価点	小計	合計		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			※※	4	2	6	14	14%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。								
	その他	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。								
	その他	業務内容に適した実施体制になっている場合に優位に評価する。								

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点					技術点			評価のウェート	
	判断基準					評価点	小計	合計		
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「改定案作成」について	①資料収集・整理を行う上での着眼点及び検討方針が具体的かつ確に示されている場合に、優位に評価する。			※※	1.4	1.8	1.6	4.8	5.8%
		②道路施策の評価をする上での着眼点及び検討方針が具体的かつ確に示されている場合に、優位に評価する。								
		③道路整備基本計画の改定案作成を行う上での着眼点や検討方針が具体的かつ確に示されている場合に、優位に評価する。								
	評価テーマ2 「道路整備委員会」について	①道路整備委員会を開催する上での着眼点及び検討方針が具体的かつ確に示されている場合に、優位に評価する。			※※	1.0	1.0	1.0		

評価項目	評価の着目点		技術点			評価のウェイト
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計	
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-		-
合計					100	100%

※※ の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。

- (注1) 評価テーマ間のウェイトを変更しようとする場合は、技術管理課と協議すること。
(注2) 「業務の実施方針」と「評価テーマ」については、担当課が業務内容を踏まえ適宜設定すること。